

総務委員会陳情説明資料

令和4年1月18日

件名	頁
1 3 受理番号23 沖縄戦の戦没者の遺骨等を含む可能性のある土砂を埋め立てに使用しないこと 等を求める意見書を国に提出するように求める陳情・・・・・・・・・・・・・・・・	2

(総務部)

件名	3 受理番号 23 沖縄戦の戦没者の遺骨等を含む可能性のある土砂を埋め立てに使用しないこと等を求める意見書を国に提出するように求める陳情
所管部課名	総務部 総務課
陳情の要旨	1 戦没者の遺骨等を含む可能性のある沖縄本島南部の土砂を埋め立てに使用しないこと。 2 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情にかんがみ、さらに、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」の趣旨に準じて、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>1 普天間飛行場・辺野古新基地建設計画の主な経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年5月 「再編実施のための日米のロードマップ」により、日米両政府は普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置することで合意。「工法は原則として埋立て」についても合意。 ○ 平成25年12月27日 仲井真沖縄県知事、国が提出した普天間飛行場移設に向けた名護市辺野古沿岸部の埋め立てを承認。 ○ 平成27年10月13日 翁長沖縄県知事、辺野古沿岸部の埋め立て承認取り消しを表明。 ○ 平成27年10月27日 政府は、辺野古沿岸部の埋め立てについて、沖縄県知事が決めた埋め立て承認取り消しの執行を停止し、埋め立ての代執行を行うことを決定。 ○ 平成27年10月29日 政府は、辺野古沿岸部の埋め立て工事を開始。 ○ 平成28年3月4日 普天間飛行場移設に伴う辺野古の埋め立てをめぐる国と沖縄県の代執行訴訟について、和解成立。安倍首相が辺野古での移設工事中止を指示。 ○ 平成28年3月24日 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」成立。4月1日施行。 ○ 平成28年12月26日 県は、辺野古沿岸部の埋め立て承認取り消し処分を取り消し。国は、27日に工事を再開。

内容及び
経過

- 平成29年4月25日
国は、辺野古の海に石の投入を始め、本格的な埋め立て工事に着手。
- 平成30年10月26日
県議会が「辺野古新基地建設の賛否を問う県民投票条例案」を可決。
- 平成30年12月14日
辺野古沿岸部に土砂を投入。
- 平成31年2月24日
辺野古新基地建設の賛否を問う県民投票。
投票率は52.48%、埋め立て「反対」が投票総数の7割を超えた。
- 令和2年4月21日
国は、新基地建設予定地の地盤改良工事のための設計変更を県に申請。
大量の岩石や土砂が必要となり、調達先として名護市などに加えて、
本島南部に位置する糸満市と八重瀬町の名前が初めて挙がる。
- 令和3年4月15日
県議会は、辺野古の埋め立てに関し、沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂
を埋め立てに使わないよう求める意見書を全会一致で可決。
- 令和3年11月25日
県は、新基地建設予定地の地盤改良工事のための設計変更申請を不承認とした。
- 令和3年12月7日
防衛省は、新基地建設予定地の地盤改良工事のための設計変更申請を
県が不承認としたことを受け、行政不服審査法に基づき国土交通相に
審査請求を行った。

2 戦没者の遺骨収集事業の実施状況

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律制定時（平成28年）の参議院厚生労働委員会における附帯決議に基づき、毎年厚生労働省において「戦没者の遺骨収集事業の実施状況等に関する報告書」を作成し、参議院厚生労働委員長あてに提出している。この報告書に記載されている戦没者の遺骨収集実施状況は次のとおりである。（以下厚生労働省ホームページより引用）

- 平成28年度
沖繩1回、硫黄島2回、マリアナ諸島1回、ギルバート諸島1回、ソロモン諸島1回、樺太1回、旧ソ連地域5回及びモンゴル1回の計13回の派遣を行い、360柱の遺骨を収容。また、韓国及びアメリカの公館から寄せられた情報に基づき、韓国1回及びアメリカ3回の派遣を行い、16柱の遺骨を収容。また、指定法人が、硫黄島2回、パラオ諸島1回、トラック諸島1回、ミャンマー1回、東部ニューギニア1回及び

	<p>ビスマーク・ソロモン諸島2回の計8回の派遣を行い、479柱の遺骨を収容。これらの他、<u>沖縄県に委託して収容した26柱</u>を含め、平成28年度の遺骨収容数は、総計で881柱である。</p> <p>○平成29年度 指定法人が、硫黄島2回、ミャンマー1回、マリアナ諸島1回、パラオ諸島1回、トラック諸島1回、東部ニューギニア1回、ビスマーク・ソロモン諸島2回、インド1回、旧ソ連地域5回及び樺太1回の計16回の派遣を行い、912柱の遺骨を収容。また、厚生労働省が、在米国公館から寄せられた情報に基づき、アメリカ2回の派遣を行い、20柱の遺骨を収容。これらの他、<u>沖縄県に委託して収容した9柱</u>を含め、平成29年度の遺骨収容数は、総計で941柱である。</p> <p>○平成30年度 指定法人が、東京都小笠原村硫黄島へ3回、ミャンマーへ1回、パラオ諸島へ1回、トラック諸島へ1回、東部ニューギニアへ1回、ビスマーク・ソロモン諸島へ2回、旧ソ連地域へ5回、樺太へ1回及びマーシャル諸島へ1回の計16回の派遣を行い、818柱の遺骨を収容した。これらの他、<u>沖縄県に委託して収容した18柱</u>を含め、平成30年度の遺骨収容数は、総計で836柱である。</p> <p>○令和元年度 指定法人が、東京都小笠原村硫黄島へ4回、パラオ諸島へ2回、マリアナ諸島へ3回、東部ニューギニアへ1回、ビスマーク・ソロモン諸島へ1回、旧ソ連地域へ4回、樺太へ1回の計16回の派遣を行い、348柱の遺骨を収容。これらの他、厚生労働省が<u>沖縄県において収容した1柱及び沖縄県に委託して収容した58柱</u>を含め、令和元年度の遺骨収容数は、総計で407柱である。</p> <p>○令和2年度 東京都小笠原村硫黄島へ3回の派遣を行い、46柱の遺骨を収容。この他、厚生労働省が<u>沖縄県に委託して収容した57柱</u>（注：古墓由来の遺骨かどうかを確認中であるため暫定値）を含め、令和2年度の遺骨収容数は、総計で105柱である。</p> <p>※ 戦後から令和3年11月末までの沖縄県内の収容遺骨概数 187, 490柱</p>
問題点等	